

## 申入

1. 県民から寄せられた準備書に対する多数の意見や、説明会での質疑を十分尊重し、リニア新幹線の事業計画の見直しを含め、時間をかけた十分な審査を行うことを求めます。また、審査に先だって知事は、J R 東海に寄せられたすべての意見を見解書に反映させ、提出させることを求めます。

## 回答

1

平成 25 年 9 月 18 日に、リニア中央新幹線（東京都・名古屋市間）の事業者である J R 東海から、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）が知事へ送付されました。

これを受け、知事は専門的見地から意見を聴くため、10 月 28 日に神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）へ諮問し、現在、審査会において審査が行われているところです。

また、11 月 25 日には、準備書意見・見解書が事業者から知事へ送付されましたが、この図書は、環境影響評価法（以下「法」という。）の規定に基づき、11 月 5 日までに事業者に寄せられた準備書に対する住民意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載したものです。

今後、知事は、法の規定に基づき、平成 26 年 3 月 25 日まで（準備書意見・見解書の送付後 120 日以内）に、住民意見及び関係市町長の意見を十分に考慮するとともに、審査会の答申を踏まえ、J R 東海に対し、環境保全上の見地から意見を述べることとなります。

県としては、今後、知事意見の形成に向け、審査会の審査が円滑に進められるよう努めます。

## 申入

2. 2 年前の環境影響評価方法書に対する知事意見では、準備書の作成後も内容について、環境影響評価審査会の指摘があれば再調査をするよう求めています。審査会では、環境影響調査の対象項目ごとに、県民から指摘された課題について精査するよう求めます。

## 回答

2

環境影響評価方法書に対する知事意見では、「準備書に対する知事意見において、追加すべき調査内容や検討事項について指摘された場合は、速やかに対応すること。」を求めています。

現在、審査会において知事の諮問に基づき準備書の審査を行っており、今後、知事は、審査会からの答申、住民意見、関係市町長の意見を踏まえ、事業者に準備書に対する環境保全上の見地からの意見を述べることとなります。

## 申入

3. リニア新幹線の中間駅停車は1時間に1本の可能性が高いのに、「5本停車」の想定を基にした、県期成同盟会の経済波及効果予測は破たんしています。県民税を費消し、県民の声を顧みず、多数の担当職員を配置し、事業推進の活動を続ける期成同盟会の解散を求めます。

## 回答

3

神奈川県駅への停車本数について、JR東海は、開業時期の経済情勢や他の輸送機関の動向、駅周辺の開発状況や利用者の見込み等を踏まえて、開業が近づいた時点で決定するとしています。

リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会では、神奈川県駅への停車本数について、ターミナル駅と同等の停車本数を確保するよう要請しているところです。

リニア中央新幹線の建設は、県内の経済の活性化、交通ネットワークの充実に資することから、県期成同盟会は、リニア中央新幹線の早期建設等を目指して、今後も、国や事業者への要望活動、広報活動など、建設促進に向けた取組みを行ってまいります。

## 申入

4. 川崎市内ではリニア新幹線以外にも、リニア以前に計画された複数の大規模工事の実施が同時期に予定されています。さらにリニア工事の建設機械の稼働や工事車両の走行が重なることで、複合的な大気汚染の悪化が心配されます。早急なリニア工事の着工を認めないよう求めます。

## 回答

### 4（環境計画課、交通企画課作成（交通企画課長調整済））

環境アセスメントは、他の事業の影響も現地調査や既存資料調査により把握されている場合には、これらを含めて調査、予測、評価を行い、必要な環境保全対策が講じられることとなります。

なお、リニア中央新幹線の工事実施計画の認可は、全国新幹線鉄道整備法に基づき国土交通大臣が行なうこととなります。

## 申入

5. 県の環境影響評価条例によると、「知事がこの意見を述べる際には、県の条例に基づいて行われる手続きと同じように、公聴会を開催したり、環境影響評価審査会の意見を聞くこと」としています。今後開かれる予定の公聴会には黒岩知事も出席し、公平な立場で広く県民の声を聞くこと。多くの県民の意見を聞くため、公聴会は時間や開催回数を制限しないよう求めます。

## 回答

5

公聴会は、神奈川県環境影響評価条例の規定に基づき、知事が事業者に対し、環境保全の見地から意見を述べるに当たり、関係地域内の住民を対象として開催することになっています。

公聴会は、県が定めた公聴会開催要領の規定に基づき、平成 25 年 1 月 12 日に川崎市内、翌 13 日に相模原市内において、2 回の開催を予定しています。

なお、公聴会の主宰者は、神奈川県環境影響評価条例施行規則の規定に基づき、知事の指名により、環境影響審査担当課長が務める予定です。